

中国人に身近なマラソン大会

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

最近上海も気温が下がり本格的な冬の到来を感じますが、それと共に街中で増えてくる人達があります。それは、中国全土で開催されるマラソン大会に参加するため、白い息を弾ませて走る市民ランナーの人達です。上海でも、先月11月26日に上海マラソンが開催され、合計38000人のランナーが上海市内を疾走しました。

マラソンは、今や中国の人達にとって非常に人気で身近なスポーツの一つになっており、1年間のうち世界陸上競技連盟や中国陸上競技協会の認定基準を満たす“A類”の大会は全国で300以上開催されており、小規模の大会まで合わせると年間1000以上の大会が開催されています。2007年から2013年までに私が北京に駐在していた頃は、ちょうどPM2.5が問題となった時期で北京の街中をランニングする人は皆無でしたが、今では年間10以上の大会が開催されており、隔世の感があります。

中国で開催されるマラソン大会については、一応、国家体育总局が制定する「マラソン大会の監督管理を更に強化することに関する意見」という規定があり、大会の開催ルール等について細かく規定されています。

例えば、大会の名称については、所管行政機関の同意がなければ、大会の名称に「中国」、「全国」、「国家」、「中華」、「世界」、「国際」、「大陸」、「グローバル」等の文字を入れることが禁止されています。一見、堅苦しい感じもしますが、こういった制限をしておかないと、地方の小規模なマラソン大会でありながら、「中華」、「国際」、「グローバル」といった大袈裟な文字が大会名称に並ぶことが容易に想像できます。

またマラソン大会の参加者については、事前に大会の走行ルート、時間、場所等の情報をもらうこと、開催中に十分水を飲むこと、安全な救護医療を受けること等がランナーの権利として明記されています。これは至極当然のことではありますが、大会参加経験がある人にとってはいずれも非常に重要なポイントですし、大会主催者がこれらの準備を法的に義務付けられると思うと少しホッとします。

更に、毎年、中国陸上競技協会により大会の管理ルールブックを発行されており、その中では、いわゆる「足切り時間」の参考基準が規定されています。足切り時間を設定されると、走行ルートの中でいくつかのポイントが設定され、所定時間までに各ポイントを通過しないとそこで終了になるので、初心者ランナーにとっては重大な関心事でもあります。あくまで参考時間なので、足切り時間が設定されない場合もありますが、管理ルールブックによると、10キロマラソンの場合には5キロで1時間、10キロで1時間30分、ハーフマラソン（21.0975キロ）では、約半分の10キロで1時間30分、全行程で3時間10分となっています。またフルマラソン（42.195キロ）では半分の約20キロで3時間、全行程で6時間15分となっています。

私も数年前から上海の駐在員仲間に声をかけていただき走り始めました。今のところ、ハーフマラソン大会しか出場できていませんが、来年はフルマラソンに挑戦できればと思っています。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。